

決裁 区分	甲 乙 丙	文書 分類	発送・庄内・議案・令達	福議 収第 249 号
保存	1 3 5 10 15 永	廃棄	年 月	F・No. A 6 2 0
取扱上 注意	至急 秘	添付 物	起案	年 月 日
浄書 区分	本 控 計	用 紙	決裁	年 月 日
☐ タイプ 原・力		☐ 更 級	施行	年 月 日
☐ 孔 版		☐ 中質紙	先方 文書	年 月 日付 第 号
☐ 手書複写		☐ 上質紙	年 月 日收受	
☐ ペン書		☐ タイプ紙		
		☐ その他		
浄 書 照 合 公 印 施 行 機・管係長	発送 表示	作成	月 日迄	発送
	完了 表示	作成	月 日了	発送
主 起 案 者	係 員	係 長	局 長	委 員 長
氏名 島田幸治				
あて先 福生市長	合 議	総務課長	収入役	助 役
発信者 福生市議会副議長	文書係長			
注意 事項	先			
件 名	会談録の送付について			
上記のことについて別紙のように照会回答報告依頼してよろしいか伺います。 別紙 送付 します。				



1. 昭和47年第3回定例会 (9月20日~9月30日)

47.12.14



福議発第二四九号

昭和四十七年十二月十三日

福生市長

石川常太郎 殿

会議録の送付について

昭和四十七年第三回福生市議会定例会の会議録の写を別紙のとおり作製いたしましたので、地方自治法第一二三条第三項の規定により送付いたします。

福生市議会議長

末次性男印

Handwriting practice paper with horizontal lines and vertical margin lines. The page is numbered 5, 10, 15, 20, and 25 along the right edge. There are two red square seals on the page, one near the top right and one near the bottom right. The paper is slightly aged and has some minor stains.

为三回定例

一般質問
(中置紙)

一般質問
(官返)

一般質問
(官返)

一般質問
(官返)

一般質問
(官返)

昭和三十七年

議六十三

議六十三

才三回定例



昭和四十七年
第三回定例会

（自九月二十日
至九月三十日）

福生市議会議録

第千三
号
第丁四
号



第三(八)回福生市議会 定例 会会議録 (第千三号)

昭和四十七年 九月二十日福生市議会議場に第三(八)回福生市議会 定例 会が招集された。

出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|-------------|------------|------------|
| 一番 貞井孝次君 | 二番 小森菊三君 | 三番 小森孝治君 |
| 四番 田村市郎君 | 五番 川澄清一君 | 六番 中島根次君 |
| 七番 岸谷美良時君 | 八番 吉岡一三君 | 九番 花村秀雄君 |
| 十番 松山清君 | 十一番 伊東忠次郎君 | 十二番 森田秀雄君 |
| 十三番 石川繁治君 | 十四番 小森暢吉君 | 十五番 石田博君 |
| 十六番 高坂忠君 | 十七番 園米吉君 | 十八番 中里元一君 |
| 十九番 大野行天君 | 二十番 高沢良一君 | 二十一番 田村匡雄君 |
| 二十二番 塩野鉄三助君 | 二十三番 石川強義君 | 二十四番 米次隆男君 |

欠席議員は次のとおりである。

一 欠員は次のとおりである。

ひし

一 議事事務局職員は次のとおりである。

議事局長 高田 廣 君 議事係長 須崎 進 君 臨時職員 主事 間中 久恵 君

一 地方自治法第二百一十一条の規定による出席説明員は次のとおりである。

市長 石川 常太郎 君 助役 藤崎 俊夫 君 収入役 橋本 孝蔵 君

教育長 町田 隆二 君 企画調査室長 大野 忠一 君 企画調査室主幹 矢野 國利 君

総務課長 高水 永 君 税務課長 田村 忠雄 君 市民課長 木村 武 君

福祉課長 森田 廣 君 衛生課長 有藤 多市 君 経済課長 森田 進 君

建設課長 石谷 徳男 君 都市計画課長 浅見 裕康 君 水道課長 大野 重勝 君

教育委員会 教育委員 井上 久男 君 選挙管理委員会 委員長 久津 康吉 君

一 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第一 会談録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 一般質問

日程第四 議案第六十四号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第五 議案第六十五号 福生市老人福祉手当条例

日程第六 議案第六十六号 昭和四十七年度福生市一般会計補正予算（第三号）

日程第七 議案第六十七号 昭和四十七年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）

日程第八 議案第六十八号 昭和四十七年度福生市水道事業会計補正予算（第一号）

日程第九 議案第六十九号 昭和四十六年度福生市水道事業会計決算認定について

日程第十 議案第七十号 東京自治会館組合の設立について

一 議事事務局職員は次のとおりである。

議事事務局 局長 高田 廣君 理事 須崎 達君 主事 岡田 久志君

一 地方自治法第二百一十一條の規定による出納説明員は次のとおりである。

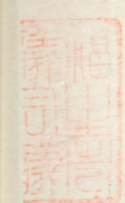
日野 第十 市 長 藤 案 第六十号 東京自治会館聯合の設立に
日野 第八 市 長 藤 案 第六十八号 藤 案 第六十八号 藤 案 第六十八号
日野 第六 市 長 藤 案 第六十六号 藤 案 第六十六号 藤 案 第六十六号
日野 第四 市 長 藤 案 第六十四号 藤 案 第六十四号 藤 案 第六十四号

日野 第十 市 長 藤 案 第六十号 藤 案 第六十号 藤 案 第六十号
日野 第八 市 長 藤 案 第六十八号 藤 案 第六十八号 藤 案 第六十八号
日野 第六 市 長 藤 案 第六十六号 藤 案 第六十六号 藤 案 第六十六号
日野 第四 市 長 藤 案 第六十四号 藤 案 第六十四号 藤 案 第六十四号

日野 第十 市 長 藤 案 第六十号 藤 案 第六十号 藤 案 第六十号
日野 第八 市 長 藤 案 第六十八号 藤 案 第六十八号 藤 案 第六十八号
日野 第六 市 長 藤 案 第六十六号 藤 案 第六十六号 藤 案 第六十六号
日野 第四 市 長 藤 案 第六十四号 藤 案 第六十四号 藤 案 第六十四号

日野 第十 市 長 藤 案 第六十号 藤 案 第六十号 藤 案 第六十号
日野 第八 市 長 藤 案 第六十八号 藤 案 第六十八号 藤 案 第六十八号
日野 第六 市 長 藤 案 第六十六号 藤 案 第六十六号 藤 案 第六十六号
日野 第四 市 長 藤 案 第六十四号 藤 案 第六十四号 藤 案 第六十四号

日野 第十 市 長 藤 案 第六十号 藤 案 第六十号 藤 案 第六十号
日野 第八 市 長 藤 案 第六十八号 藤 案 第六十八号 藤 案 第六十八号
日野 第六 市 長 藤 案 第六十六号 藤 案 第六十六号 藤 案 第六十六号
日野 第四 市 長 藤 案 第六十四号 藤 案 第六十四号 藤 案 第六十四号



追加日程第四 議案第七十三号 衆議院議員の定数は正の要望に関する意見書

追加日程第一 議案第七十一号 福生市教育委員会委員の任命同意について

追加日程第二 議案第七十二号 福生市教育委員会委員の任命同意について

追加日程第三 請願第七号 雨水溝設置に關する請願書

議決日野第三 議案第二十号

雨水濁汚物ノ処分ニ關スル請願書

議決日野第二 議案第二十号

野土市教育委員会委員ノ任命同意ノ件

議決日野第一 議案第二十号

野土市教育委員会委員ノ任命同意ノ件



追加日程第四

議案第七十三号

衆議院議員の定数は正の要望に関する意見書

議長(木次性男君)

午前十時 開会開議

議案定例会を開会いたします。

議長(木次性男君)

これより日程に入ります。

日程第一 會議録署名議員の指名を行います。

會議録署名議員の指名は會議規則第三百十二條の規定

により議長において

十一番 伊東忠次郎君

十二番 森田 秀雄君

十三番 石川 繁治君

以上三名を指名いたします。

議長(木次性男君)

この際報告事項がありますので、事務

局長として諸般の報告いたします。

午前十時 開会開議

○議長

(未次性男君)

ただいまから昭和四十七年第三回福生市
議会定例会を開会いたします。
これより今日の会議を開きます。

○議長

(未次性男君)

これより日程に入ります。

日程第一会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は会議規則第百三十二条の規定
により議長において

十一番 伊東忠次郎君

十二番 森田 秀雄君

十三番 石川 繁治君

以上三名を指名いたします。

○議長

(未次性男君)

この際報告事項がありますので、事務
局長として諸般の報告をいたします。

(島田議会議事務局長報告)

昭和四十七年第三回福生市議会議定例会の招集について(別添参照)

二、議案の送付について(別添参照)

三、議案説明員の出席要求について(別添参照)

四、委員の選任発令について(別添参照)

五、請願書、陳情書の受理について(別添参照)

六、六月分例月出納検査実施結果報告(別添参照)

七、七月分例月出納検査実施結果報告(別添参照)

八、議案の訂正について(別添参照)

議長(未次性男君) 以上で報告を終わります。

議長(未次性男君) 日程第二会期の決定と議題といたします。

今次定例会の会期については議会議事運営委員会において検討されておりますので委員長から報告を願います。

議会議事運営委員長 貫井喜代次君

(議会議事運営委員長 貫井喜代次君登壇)

議会議事運営委員長(貫井喜代次君) ご指名がございましたので報告いたします。

議会議事運営委員会は今日の定例会の招集に先立って、去る九月十三日午前九時から全委員の出席を得て開催し、議長から諮問を受けました、今次第三回定例会に関する会期、日程等について協議し検討いたしました。その結果、会期については本日(九月三十日)までの十一日間としてお願いし、議会の協力と求めたことに委員会として決定いたしました。

理由といたしましては、提出案件は九件と少なくもあり全議案にわたって委員会付託をしても十一日間に十分消化しうきものと判断をいたしました次第であります。また審議の順序につきましては、お手元にご配付のとおり順序によりお願いすることと決定いたしました。

なお一般質問については六名の方々より提出されましたので慣例に従い通告の順に議案審議に先立ちご発言を願うこととし、通告者及びその内容その他につきまして

は、お手元に印刷しご配付のとおりであります。なお市民より請願の提出が一件あり議長において受理されたようでありますので本件については追加日程として加えらるゝに相なっておりますので、お含みおきをお願い申します。また市長から全員協議会の開催要求があり議運として了解いたしましたので、一般質問終了後に開催することになつておりますので、ご承知おきをお願い申し上げます。

以上のとおりの結果と経過であります。何とぞ議運の決定に対しご賛同を賜りまして、せいせい円滑な議事の運営がでますことをお願いいたしまして報告いたします。

議長（末次性男君） 以上で本員長の報告は終了しました。

おわかりいたします。会期につきましては、ただいま本員長から報告されましたとおり九月二十日から三十日までの十一日間と決定いたしましたと思ひますが、それにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（末次性男君） ご異議なしと認めます。よつて会期は十一

日間と決定いたしました。

議長（末次性男君） 日程第三、一般質問を行います。

一般質問については、すでに通告されておりますので、通告の順に従ひ発言を許します。

六番 中曾根実君

（六番 中曾根実君登壇）

六番（中曾根実君） これから私が行なおうとする一般質問に對

して貴重なる時間をお与え下さいましたことを、まずもつて感謝申し上げます。内容におきましては、新人のためまた不慣れのためには愚問となる点があるやもしれませんが、この点につきましては、前もつて申し上げ何とぞご承、御寛容のほどをお願いしておきます。

市長をはじめ行政を担当する理事者の趣旨におかれれば、健康で安全、快適かつ便利のスローガンのもとに、能率性のある福生市づくりに、日夜の努力を傾けておられることに対して、衷心より四万市民ともども感謝いたしております。しかしながら一部市民の中